

指定管理者候補者選定基準

1 審査項目

(1) 管理運営に関する基本的事項

- ・ 指定管理者の役割を十分に理解し、公園の設置目的や特徴に合致した運営方針となっているか。
- ・ 業務の品質管理と継続的改善を図るための自己評価についての取組みが示されているか。
- ・ 公園の管理運営を行っていくうえでのノウハウ（業務遂行能力や実績）を有しているか。

(2) 管理組織等に関する事項

- ・ 業務の適正な遂行にあたり資格、経験、能力等を踏まえた人材の確保が図られているか。
- ・ 職員の技術・能力向上を図るための取組み方針が明確に示されているか。
- ・ 利用者対応や効率的な維持管理を行うための機能的な組織体制と役割分担となっているか。
- ・ 災害時の体制及び人員配置が具体的に示され、適正な対応が期待できるか。

(3) 運営管理計画

- ・ 公園内を常に快適で安全な環境に保つための体制や方法が明確に示されているとともに、その他質の高いサービスを提供するための取組み方針が明確に示され、質の高い運営管理が十分に期待できるか。
- ・ 管理運営に対する様々な苦情や否定的な意見等に対し、法令等に基づく適切な対応が期待できるか。
- ・ 公園利用者の意見や要望を的確に把握し管理業務へ反映する積極性が見られるか。また、公平な取扱いが期待できるか。
- ・ 不適正な公園利用に対しての対応が十分期待できるか。
- ・ 文書保管、情報開示及び個人情報保護についての適正な取扱いが期待できる対応策となっているか。
- ・ 有料公園施設の適正な供用と利用促進を図るための管理運営方針が明確に示されているとともに創意工夫が見られるか。
- ・ 丸山公園の展示動物の管理方針について具体的に示され、適正な管理運営が期待できるか。
- ・ 指定管理者が実施する自主事業の事業計画が具体的かつ現実的で、創意工夫や積極性が見られるか。

(4) 施設維持管理計画

- ・ 公園施設を適切かつ効率的に維持管理するための取組み方針となっているとともに、

創意工夫がみられるか。

- ・ 公園施設に関する修繕について、市民の要望への対応も含め、その対応方針が明確で、対応姿勢に積極性が見られるか。
- ・ 事故を未然に防ぐための安全対策や万一の怪我人発生の場合の適正な対応が期待できるか。
- ・ 市民との協働による維持管理について、職員の体制、取組みの内容や方法等が具体的に積極性が見られるか。
- ・ 各公園の年間の維持管理業務の進め方が具体的で、水準の高い管理が期待できるか。

(5) 緑化推進事業に関する事項

- ・ 緑化推進事業に対する基本的な考え方が明確でその目的に寄与するものとなっているか。
- ・ 緑化推進事業の執行体制や人員が機能的に確保されているか。
- ・ 市から指定された緑化推進事業の実施内容が明確に示され、積極性や創意工夫が見られるか。
- ・ 自ら提案する緑化推進事業について、積極性や創意工夫が見られるか。

(6) 指定管理料の提案

- ・ コスト縮減策については合理的で無理がなく、効率的な業務執行が期待できるか。
- ・ 利用料金収入の見積りに無理がなく、また、自主事業収入を業務への還元に努めたうえでの指定管理料の提案額となっているか。

(7) その他（現在の指定管理者が申請した場合は審査項目としない。）

- ・ 従前の指定管理者職員の継続雇用について、その考え方が具体的で、かつ十分配慮されているか。

2 配点の考え方

審査項目のそれぞれについて、次の配点とする。

審査項目	現在の指定管理者が申請した場合	現在の指定管理者が申請しない場合
(1) 管理運営に関する基本的事項	10点	10点
(2) 管理組織に関する事項	15点	10点
(3) 運営管理計画	30点	30点
(4) 施設維持管理計画	20点	20点
(5) 緑化推進事業に関する事項	15点	10点
(6) 指定管理料の提案	10点	10点
(7) その他	0点	10点
合計	100点	100点

3 評価レベル

審査項目別の配点に次の評価レベルを乗じて合計点を算出する。

評価レベル				
大変優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

4 指定管理者候補者の決定

各委員が算出した点数の合計点が最も高く、その平均点が60点以上の団体を指定管理者候補者とする。

なお、平均点が60点未満の場合は、指定管理者候補者としての決定可否について委員会で協議し決定する。